

令和4年度

第2回

北広島市情報公開・個人情報保護審査会

議 事 録

令和4年8月31日（水）

北広島市役所本庁舎5階 委員会室

北広島市総務部行政管理課

令和4年度

【第2回】北広島市情報公開・個人情報保護審査会

- 1 日時： 令和4年8月31日（水）午後6時00分～7時00分
- 2 場所： 北広島市役所本庁舎5階 委員会室
- 3 出席者： 会長 山下 竜一
委員 北川 由合子、館岡 道宏、長島 博子
深村 真人、三木 千晶、宮崎 好司
市長 上野 正三
事務局 総務部長 千葉 直樹
行政管理課長 若澤 路子
行政管理課 主査 宮川 敬
行政管理課 主任 熊谷 友美子
行政管理課 主任 永坂 唯人
- 4 次第：
 - 1 開会
 - 2 諮問
 - 3 審議
 - (1) 諮問事項
 - 1号 「北広島市個人情報保護条例」の廃止及び
「北広島市個人情報保護法施行条例」の制定について
 - 4 答申
 - 5 その他
 - 6 閉会

議 事

【諮問事項】

1号 「北広島市個人情報保護条例」の廃止及び「北広島市個人情報保護法施行条例」の制定について

1 開会

- ◆山下会長 本日もお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまより、北広島市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。
最初に本日の審査会の成立について、事務局から報告をお願いいたします。
- ◆若澤課長 本日、審査会の委員は7名中7名出席されております。北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第3項に基づき、委員の過半数が出席されておりますので、本審査会が成立していることをご報告いたします。
また、本日の審査会は、北広島市情報公開条例第20条に基づき、公開としております。
- ◆山下会長 ただいま事務局より本日の審査会が成立する旨の報告がありましたので、会議次第に従いまして進めてまいりたいと思います。
会議を進める前に会議録の署名委員についてお諮りいたします。前回と同様、2名の署名委員で行うことについてよろしいでしょうか。
- ◆全委員 (「異議なし」の声あり)
- ◆山下会長 それでは、本日の会議録の署名委員は、私から指名させていただきます。三木委員と宮崎委員をお願いいたします。

2 諮問

- ◆山下会長 続きまして、日程2 諮問につきまして、事務局の方からお願いいたします。
- ◆若澤課長 それでは、本日の議案に係る諮問書を、市長より山下会長に提出させていただきます。
- ◆上野市長 個人情報保護審査諮問書、北広行管第137号、令和4年8月31日、北広島市情報公開・個人情報保護審査会会長、山下竜一様。北広島市長、上野正三。北広島市個人情報保護条例の規定により、個人情報取扱いに関する事項について諮問します。
どうぞよろしくをお願いいたします。
- ◆若澤課長 市長につきましては公務のため、ここで退席させていただきます。

3 審議

(1) 諮問事項

- ◆山下会長 それでは、日程3 審議に入ります。
今回は、諮問事項1件となっております。
それでは、先ほど、審査会へ諮問を受けましたことについて審議に入りたいと思います。担当課からの説明をお願いします。
- ◆宮川主査 それでは、今回の議案である個人情報保護条例の廃止及び個人情報保護法施行条例の制定についてご説明します。資料1をご覧ください。
まず、2ページ目の「はじめに」でなぜ今回条例が改廃となるか説明します。
令和3年5月に、国がデジタル化を推し進めるべく複数のデジタル関連法案が公布されたところですが、そのうちの1つに「デジタル社会形成整備法」があります。この法律の主旨としては、デジタル化に合わせて、これまで自治体や事業者で独自にルールを定めていた個人情報保護の仕組みを一括化し、今後、各種事務についてマイナンバーカードを用いて行うことを推進していくというものです。
この、「個人情報保護の仕組みの一括化」にかかわる部分として、デジタル社会形成整備法の第50条・51条にて国が定める個人情報保護法を改正することとしております。
3ページ目に、個人情報保護法の改正の内容について記載しています。

まず、これまで国・地方公共団体・事業者でバラバラだった個人情報にかかるルールを統一すべく、改正個人情報保護法で全ての個人情報にかかるルールを定めることとしています。これによって当市も改正法に定められた内容を順守することとなるため、市で独自に取り扱いを定めた条例については、内容を見直す必要が生じています。

また、これまで市で個人情報に係る案件があった場合、個人情報保護審査会に諮問を行って審議していましたが、後ほど説明する一部の事項については、国の個人情報保護委員会に権限が一元化され、国の統一的な見解を採用することとなります。

最後に、今後、諸外国のデータ保護規則等と足並みをそろえるための改正も行われます。改正法の全文は参考資料1になりますが、非常に量が多いため、別途お読み取りください。

これを踏まえて、4ページ目から条例の改正内容について説明します。

基本的に、内容が大きく変わるため、今回は現行の「北広島市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「北広島市個人情報保護法施行条例」を制定することとしております。

なお、以降、名前の長い法律については省略し、改正個人情報保護法を「改正法」、現行の「北広島市個人情報保護条例」を「現条例」、新たに制定する「北広島市個人情報保護法施行条例」を「新条例」と呼ばせていただきます。

改正後の「個人情報保護法」は参考資料1、現行の「北広島市個人情報保護条例」は参考資料2、新たに制定する「北広島市個人情報保護法施行条例」は資料2にございます。

内容についてですが、まず、現条例に記載のある事項の多くが改正法に記載されることから、新条例では現条例の条文の大半を削除する形となります。現条例の条文については参考資料2、削除される条文と、その条文が改正法のどの条文に該当するかについては、本日お配りした追加資料の対照表をご参照ください。

ただし、一部市で独自に新条例の中で定めることが可能な事項もあり、その内容については5ページ目に記載しております。

まず、改正法第83条では開示請求から30日以内に開示・不開示等の決定を行うこととしておりますが、この項目については市の条例で別途定めることは問題がないと国では言われており、当市では現条例で14日以内に決定を行うこととしているため、新条例で14日以内に決定することと定めます。

次に、手数料について、個人情報保護法第89条にて「条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数を納めなければならない。」と、条例で定める事項となっており、現条例では開示の手数を無料とし、コピー等を交付する場合にその分の印刷費等を納付することとしていたため、新条例でも同様の取り扱いとしています。

また、改正法の中で、個人情報に関する重要な事項については国の個人情報保護委員会によって定められることとなるため、個人情報保護審査会へ諮問することになる事項が減ることになります。諮問できなくなる事項については、10ページの資料3をご覧ください。これまで諮問の対象となっていた、収集の制限、利用及び提供の制限、オンライン結合の制限に関わる事項については、今後、諮問を行えなくなります。

以上の独自に定める事項については、7月1日から1ヶ月間パブリックコメントで市民の意見を募っていたところですが、今回は1件も意見がなかったところです。

改正後の条例案については、9ページの資料2が全文となります。1枚に収まったものです。趣旨、定義、開示請求に対する決定等、費用の負担、審議会への諮問、運用状況の公表の全6条となり、大幅に条文数が減少することとなりました。改正法・現条例・新条例の対照表を参考資料3に用意しましたのでご参照ください。

なお、新条例の大まかな内容についてこれ以上変更はありませんが、条例としての記載方法等については、当市の法制担当と最終調整を行っておりますので、変更となる場合がありますので、ご容赦ください。

ここからはこれまでの国の動き等について説明します。

資料1の6ページ目に、国のこれまでの動きについて記載しております。

冒頭で申し上げました通り、令和3年5月にデジタル社会形成整備法が公布され、以後、地方公共団体の個人情報保護条例改正に向けて国が地方公共団体に対して説明会を複数回行っております。今年4月には国と事業者に対しては改正法が適用されることとなり、地方公共団体は令和5年4月より改正法が適用されるというスケジュールとなっております。

7ページ目は、国のスケジュールに合わせた市の手続きについて記載しております。

まず、条例の改廃等を行う必要があることから、先ほど提示した条文等を作成しているところです。パブリックコメントについては、先ほども説明しましたが、意見が1件もなかったと

ころです。

3 番目の情報公開・個人情報保護審査会への諮問が、本日行っているものになります。

以降、法規審査委員会への付議、議会への提案を経て令和 5 年 4 月に新条例が公布されることとなりますが、それまでの間に、市民への広報や職員への説明会を行う必要があります、現在準備を進めているところです。

8 ページ目はスケジュールについて記載しております。

概ね、先ほど説明した内容について記載してありますが、一番下に各課が個人情報ファイル簿の整理を行うとしております。

これまで、個人情報を取り扱う事務については、参考資料 5 にあるような個人情報取扱事務登録簿を整備して運用してきましたが、今回の改正法では、参考資料 4 のような「個人情報ファイル簿」が適用されるため、個人情報を取り扱う事務を持つ部署においては、これまでの事務登録簿からファイル簿へと振り返る作業が生じるため、このような記載となっているところ

です。
資料がとびとびになっておりますが、これで今回の諮問内容についての説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いします。

◆山下会長

ただいま、担当課から説明がありました。

私からも、少し説明を追加させていただきます。

個人情報保護の制度は、日本では元々、自治体が先に制度を定めており、国の個人情報保護法は、自治体よりも遅れて制定されたのがまず一つです。今回、この個人情報保護法が改正されて、言わばこれまで自治体が自由に条例で定めていたものについて、国の法律が吸収していくということになったわけです。これは、地方自治の観点からすると、若干、私は疑問があるのですけれども、いずれにしても、そういう法律が制定されましたので、法に従って、進めていくしかないというものです。現在の北広島市の個人情報保護条例は、参考資料 2 にありますように、42 か条、あるわけですが、今の予定では、9 ページ目の資料 2 にある 6 か条になるということです。ただ、それで個人情報保護の制度が制限されるというわけではなく、法律に従って進めていくということです。先ほども説明ありましたように、北広島市の個人情報保護についての制度が後退するというわけではありません。

それから例えば、参考資料 3 の 2 枚目、83 条、法律では開示請求があつてから 30 日以内に決定となっておりますが、新しくできる予定の条例では、それを 14 日以内、2 週間以内にしないということですので、これは従来どおり 2 週間で決定しないといけないということで、これは市民にとってはいいこととなります。

手数料も無料で、これまでの北広島市の個人情報保護の業務が制限されたり、後退したり、というわけではないということです。

条例だけを見ると、今まで 42 か条もあったものが、6 か条しかなくなり、これはどういうことかということになりますけれども、法律がそのかわりをすると考えていただければよいと思います。

それでは、委員の皆様からご質問やご意見を伺いたいと思います。

◆A 委員

個人情報ファイルの整理について、かなり莫大な仕事量になるのでしょうか。

◆宮川主査

現在の登録簿は 550 件程度です。ただし、現在の事務登録簿と、今後のファイル簿の記載内容を比べていただくとわかるように、記載内容は、その多くがそのまま流用できるような形になっておりますので、振替の業務は確かに必要ですけれども、そこまで大きな事務量にはならないと考えております。

◆A 委員

わかりました、ありがとうございます。

◆B 委員

この審査会で議論する機会は減るのかなと。現時点でどういった場合が、審査会に諮られるのか、資料 1 の 3 ページに、この個人情報保護委員会に一元化という説明があったかと思いますが、一方でこの北広島市のこの審査会は、情報公開は別にしまして、個人情報保護に関しても残るわけですが、ほとんど、この審査会で議論すること等はなくなるのではと思いますが、今後、この審査会で議論をするものなどの想定がもしありましたら、教えていただきたいです。

◆宮川主査

今具体的にどのような事務にということところは思い当たらないですけれども、国の質疑応答では、個人情報に関するルールについてこうしようというようなことは、この審査会の中で審議できるとなっておりますので、大幅に減るのですが、改めて整理し、今後どのような内容で運営していくかということを考えていきたいと思っております。

◆B 委員

例えば、前回のオンライン結合については、国の個人情報保護委員会の判断となるので、審査会で議論はされなくなるということでしょうか。

- ◆宮川主査 前回のオンライン結合については、本日の追加資料①を見ていただくと分かるのですが、個人情報保護法にも記載がなく、そして、市の新しい条例にも定めてはいけなくなっております。これは、国がデジタル化を進める中で、このオンライン結合という部分については、全世界で一般的に行われている事項なので、今後、もちろんセキュリティ等について注意して行うことは必要ですが、個人情報の審査まで行う必要がないという形になったと考えております。この点につきましては、セキュリティについて留意する必要があると考えておりますので、当市のセキュリティポリシーという、セキュリティに関する、ルール・義務があり、こちらでルール等を定めたいと考えているところです。
- ◆B委員 ありがとうございます。オンライン結合は、むしろ原則として認められて、例外的に、どういふ場合が出来ないか、今までの原則と例外が逆になるような形になるのですね。先ほど私からも説明しましたが、もともと地方のほうが先に個人情報保護制度を定めており、最近の情報通信技術が進んでいる中で、国が、デジタル社会を進めていこうということもあり、自治体ごとに、オンラインシステムやその情報管理をばらばらにやっていくことが、世界的に見て難しくなっており、地方自治ということだけをみると、地方自治に反すると見られるのですが、デジタル化や情報通信分野については、あまりにも技術が進み過ぎて、自治体ごとの対応が難しくなっているというのが背景にあると思っております。
- ◆A委員 全て、国の個人情報保護委員会で包括できるのでしょうか。具体的には思い当たりませんが、地方自治独特のものなどはないのでしょうか。
- ◆宮川主査 審査会の諮問・答申内容から外れた部分については、国として統一的な見解を持つべきだという判断で、国の該当委員会のほうに吸収する形をとったと思われまますので、基本的には、地方公共団体それぞれで審議をするのではなく、国全体で共通のルールを決めるために吸収したと思っております。
- ◆山下会長 先ほど言いましたように、実務はほとんど変わらないと思われ、変わるとしたら我々の審査会の仕事にどう影響があるかということで、市民の方から見ると、今回のように、法律で定めるのか条例で定めるのか、その定め方が大分変わってきますが、法律と条例二つあわせて考えると、今までと同じ手続や仕組みが維持されるということです。
- ◆C委員 ファイル簿と登録簿を比較し、要配慮個人情報がないから「0」との表示でしょうか。
- ◆宮川主査 その通りです。
- ◆D委員 情報公開制度の審査会としての諮問は、あまり影響ないのでしょうか。個人情報保護法などで個人情報保護についての答申は減るかと思われまます、情報公開に関しては、何か、どう変わるのでしょうか。
- ◆宮川主査 今回につきましては、個人情報保護法の大規模な改定となりますので、基本的には、情報公開はこれまでの諮問要件は変わらず、諮問案件があれば、皆さんにお集まりいただくと考えております。
- ◆E委員 この審査会がなくなるのかと思ったりもしたのですが、新しい条例にも記載があるので、そうではなく、ということなのですね。
専門的知見を持つ個人情報保護委員会に一元化というのは、国の立場の方ですね。
私たちは、市の情報公開制度や個人情報保護制度の重要な部分だけを、今後話し合う会になるのでしょうか。
- ◆宮川主査 資料2の新条例を見ていただくと、諮問について定めており、具体例は現時点ではありませんが、市の重要事項については諮問することが想定されます。
- ◆B委員 例えば、開示請求がされてから開示決定まで、北広島市は2週間とする予定ですが、それをもう少し延長して1ヶ月にするという条例改正の場合等は、審査会に諮問することになるのですね。
- ◆宮川主査 そうです。市独自のルールを変更したり、定めたり、ということであれば、ご審議いただくことになると思います。
- ◆A委員 他市町村も同じような手続きを進めていらっしゃるかと思ひます。当市では、パブリックコメントが全くなかったそうですが、他市では意見はあるのでしょうか。
- ◆宮川主査 他市のパブリックコメントを行った結果までは調査しておらず、別途報告させていただきたいと思ひます。
- ◆B委員 研究者からは、地方自治の後退という意見も確かにあるものの、法の下で手続きを進めるしかない状況です。
ただ、法に記載のないことについて、市独自で定めることは考えられ、他市町村等で登場する可能性はあります。条例で定めることは禁止されておらず、認められております。

先ほども述べましたとおり、パブリックコメントへの意見の有無とは別に、原則論では、今回の法改正は地方自治と逆行するのではないかと、との批判は、研究者の中では出ています。

しかし、やはり自治体としましては、法律が制定された以上、それに従っていくしかない為、あとは、今後、全てを法律どおりにやらないといけないというわけではなく、仮に将来、北広島市で独自の個人情報保護に関する制度をつくるようになった場合は、認められる分野もあると思われ、全部が全部、全国一律に、というわけではないので、今後、独自の個人情報保護制度が、どこかの地方で登場してくるかもしれないです。その場合は、そういうことについて条例で定めることは、認められると思われまます。

◆山下会長 他にご意見等はございませんでしょうか。

4 答申

◆山下会長 法改正に伴う条例の改正について、異議ありというご意見はなかったように思いますので、答申としましては、適正に進めていってください、ということになるかと思えます。

事務局のほうで答申案を作成していただきましたので、配付していただけますでしょうか。あくまで案ですが、見ていただいて、書かれている文言を修正してほしいなどありましたら、ご意見いただければと思います。

特に、独自に制定する内容は、手数料が無料であるとか、あるいは、14日以内に決定しなさいということにも触れているということです。よろしいでしょうか。

◆全委員 (「異議なし」の声あり)

◆山下会長 それでは私のほうで押印の上、この文案で答申とさせていただきたいと思えます。

◆若澤課長 それでは、答申書を、山下会長から総務部長にお願いいたします。

◆山下会長 令和4年8月31日付け北広行管第137号にて諮問のありました「北広島市個人情報保護条例」の廃止及び「北広島市個人情報保護法施行条例」の制定については、北広島市情報公開・個人情報保護審査会による審議の結果、「個人情報の保護に関する法律」の内容に基づいて適切に運用するとともに、独自に制定する内容についても、これまでの条例上の取扱いと変わらないよう努めることを求めます。

◆若澤課長 ありがとうございます。

5 その他

◆山下会長 それでは、会議次第「5 その他」について、事務局から何かありますか。

◆若澤課長 事務局からご連絡いたします。次回の審査会につきましては、現時点で開催の予定はございません。

今後、諮問案件等がございました場合に、委員の皆様にご連絡の上、日程の調整をさせていただきたいと思えます。事務局からは以上です。

6 閉会

◆山下会長 本日も活発に議論をいただきまして、どうもありがとうございました。これにて本日の審査会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

以上会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

会議録署名委員 _____ 印

会議録署名委員 _____ 印